

第1回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項()	項目	項目 かか	項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
001	004	第2	2	1					建設計画地のうち、地番：44・45・46・47・48・49・51はこれから取得予定の用地ということでしょうか。取得完了予定時期をご教示ください。また、雑種地→宅地への変更予定はありますでしょうか。	別途回答する。
002	004	第2	2	3					敷地の用途地域に関し、「近隣商業地域に変更予定」と記載があります。用途地域の変更範囲および変更後の高さ制限・日影規制をご教示ください。	別途回答する。
003	004	第2	2	3					敷地の防火地域に関し「なし（法22条区域）」と記載があります。用途地域の変更に伴い、防火地域または準防火地域への変更はありますでしょうか。	別途回答する。
004	004	第2	2	3					敷地の地区計画に関し「用途地域の変更に伴い指定予定」と記載があります。地区計画の範囲及び具体的な内容に関しご教示ください。	別途回答する。
005	005	第2	3	2					建築概要において「地域医療連携センター棟・車庫棟」に関して提案により移築の検討の指示がありますが、既存の図面を提示ください。	必ずしも移築を指示したものではありません。既存図面は追って配布する。
006	005	第2	3	2					建築概要において「地域医療連携センター棟・車庫棟」に関して「給排水設備を撤去の上、継続利用」とありますが、別途工事となっております。諸室諸元表に「機能候補」の記載がありますが、改修工事についての設計も本事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。	改修工事の設計業務及び工事監理業務は受注者の業務範囲に含む。改修工事の対象建物の発注区分については、追って配布する「実施要領等に関する正誤表」を参照すること。
007	005	第2	3	2					建築概要において「ポンプ室棟」に関して防火水槽としての利用の記載があります。消防水利としての利用とのことですが、今回の計画は開発許可が必要な計画として想定されていますでしょうか。上記の場合、消防水利以外に道路の拡幅、公園の設置等の要否について協議がなされていればご教示ください。	開発許可は不要であるが、消防水利は検討すること。開発基準に係る道路の拡幅、公園の設置等は不要とする。
008	005	第2	3	2					建築概要において「第2駐車場プレハブ棟」に関して「利活用の検討を行う」と記載がありますが、検討は本事業の範囲に入りますでしょうか。その場合、既存の図面の提供をお願い致します。	当該建物の利活用の検討は業務範囲に含む。図面は追って配布する。
009	005	第2	3	2					既存を継続利用する予定の建屋は「地域医療連携センター棟」「車庫棟」「第二駐車場プレハブ棟」「ポンプ室棟」「水防団小屋・保育所・本市場倉庫」のみと考えてよいでしょうか。これら以外はすべて解体と考えてよいでしょうか。	既存建物の継続利用の要否については、実施要領5ページ第2_3(2) 建築概要の表の通りとする。
010	005	第2	3	2					既存を継続利用する予定の建屋「地域医療連携センター棟」「車庫棟」「水防団小屋・保育所・本市場倉庫」に関して、継続利用の場合はインフラ再敷設や他設備の連携などの必要が発生しますでしょうか。必要な場合は与条件及び既存情報等の提示をお願いします。また、当該インフラ接続及び設備連携に対する工事区分をご教示ください。	継続利用にあたってのインフラ再敷設や他設備との連携については貴社の提案による。発注区分及び工事区分については、追って配布する「実施要領等に関する正誤表」を参照すること。
011	010	第4	3	2	②	イ			建築主任技術者の配置について、「1名配置すること」とありますが、2名配置とさせていただきたいです。よろしいでしょうか。	建築主任技術者の他、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者も各2名の配置を可とする。ただし、各主任技術者の本事業における具体的な役割分担についての説明資料を提出すること。
012	018	第5	5	1					実施要領別添資料3「様式集」(02)「提出資料一覧」に、『雇用期間を証する書類の写し』として『健康保険被保険者証』とありますが、健康保険被保険者証の廃止に伴い、在席する会社が発行する雇用証明書や在籍証明書等の提出でよろしいでしょうか。なお雇用証明書・在籍証明書を提出する場合、登録されている静岡営業所長ではなく、本社人事部長名での発行になりますこと、ご容赦ください。	よろしい。証明書の発行については、承知した。

第1回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項()	項目	項目 かか	項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
013	018	第5	6	1					個別対話の目的欄に「応募者間での公平性・透明性の確保に配慮する」と記載がありますが、対話の内容は全て公表されるものでしょうか。独自性があるものに関しては配慮して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	本質問回答書と共に個別対話実施要領案を交付するので、内容を確認すること。
014	019	第5	6	3					個別対話実施方法ですが、参加代表者とその他の参加者の合計人数の上限がありましたらご教示ください。	013と同じ。
015	020	第5	7	2					(様式20) 提案見積書書式(案)の「工事細目別内訳明細書」と記載がありますが、書式集には(様式20)がありません。様式19に工事細目別内訳がありますが、これを活用してよろしいでしょうか。	「(様式20) 提案見積書書式(案)」は、「(様式19) 提案見積書」に訂正する。追って配布する「実施要領等に関する正誤表」を参照すること。
016	002							別紙資料3 様式1	提出しました守秘義務の遵守に関する誓約書第5条(期間)につきまして、本事業終了時までと考えてよろしいでしょうか。	期限なし。第5条の通り
017	004	第2	3	(1)	④				第二種感染症指定医療機関としての整備とありますが、空気感染対策の病室は必要でしょうか。	結核病床を適切に設定出来る仕様にて提案すること。
018	005	第2	5						本事業の契約期間に「本事業における業務の完了日まで」とありますが、具体的な期日の記載がありません。基本計画書に記載の令和13年度内開院とありますが、受注者からの提案によるという解釈でよろしいでしょうか？また要求水準書別表には令和13年6月30日引渡し希望とありますが、それ以降の引き渡しの場合には評価に影響がでる可能性はありますでしょうか。	よろしい。評価への影響については見込みの通り。ただし、工期短縮を図るために工事費が上昇することは望まない。
019	006	第2	9						「富士市建設工事監理業務委託契約約款」がHPにありません。PDF等でいただけますでしょうか。	配布する。また、令和8年4月24日現在でHPに公開されている。次のURLを参照のこと。 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/documents/4242/kanriyakkann.pdf
020	007	第4	1	(1)	①				「特定建設工事共同企業体のみの参加は除く」とありますが、P8、2応募者の構成に(1)、②の「特定建設工事共同企業体(特定建設JV)」とありますが、特定建設工事共同企業体で参加することは可能ということでしょうか。	可能である。
021	008	第4	2	(1)	③、④				設計共同企業体、工事監理共同企業体の場合の構成員の出資比率などの条件の記載がありませんが、業務内容に応じて分担するという解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
022	008	第4	2	(1)	④	オ			「参加要件の確認までに発注者の承認を受けること」とありますが、参加表明書の提出後、一次審査結果通知をもって承認という解釈でしょうか。	参加表明書と共に提出される(様式4)共同企業体届出書を受領後、参加要件の確認までに発注者より承認の可否を応募者に連絡する。
023	008	第4	2	(3)		ア			【No.005と同一】同(4)の「富士市建設工事共同企業体取扱要領」の第1章第8条には構成員の出資比率の最小限度基準が記載されておりますが、どちらを正といたしますか。	実施要領第4_2(3)を正とする。
024	008	第4	2	(4)					【No.004と同一】同(3)に構成員の出資比率は5%以上とすることと記載がありますが、同上、「富士市建設工事共同企業体取扱要領」の第1章第8条とどちらを正といたしますか。	023と同じ。
025	008	第4	2	(1)	④	オ			JV結成する場合は参加要件の確認までに発注者の承認を受けることとありますが、参加要件確認書類作成要領の中に提出書類として共同企業体届出のみですが、各共同企業体協定書も同時に提出が必要でしょうか。	必要ない。(様式4)共同企業体届出書を受領後、参加要件の確認までに発注者より承認の可否を応募者に連絡する。

第1回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項()	項目	項目 かた	項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
026	009	第4	2	(5)					「規定について・・・変更を求める場合には、技術提案書の提出前に、質疑書を提出」とありますが、今回の実施要領等に関する質問、計2回とは別という解釈でしょうか。また、技術提案書の提出前とは令和8年9月30日の前までという解釈でしょうか。	実施要領第4_2(4)については参加表明書の提出に関わる要件の変更を求めるものであるため、(様式2-1)実施要領等に関する質問書として原則4月28日までに提出し、5月1日の第2回回答公表結果を反映した(様式4)共同企業体届出書を提出すること。実施要領第4_2(3)については出資比率の変更に関する内容であるため、任意の書式にて技術提案書の提出前に提出すること。なお、技術提案書の提出前とは、令和8年9月29日までをいう。
027	009	第4	3	(1)	③				指名停止について、「参加表明書の提出期限時点からプレゼンテーションの日まで」とありますがこの期間内に指名停止を受け、期限が来た場合の取り扱いについてはどのようになりますでしょうか？また、プレゼンテーションの日以降に指名停止を受けた場合の取り扱いについてもご教示願います。	実施要領第4_3(1)③の通り。参加表明書提出期限日(5月11日)からプレゼンテーションの日までの間を継続して指名停止にあった場合のみ対象としている。したがってプレゼンテーションの日以降に指名停止を受けても参加資格を失うものではない。
028	010	第4	3	2	②				配置予定技術者の要件について「設計業務の技術者には次のアからオの要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること」と記載があるが、設計者が設計JVを組成する場合は、各企業ごとに1名配置することは可能でしょうか。	建築主任技術者、電気設備主任技術者及び、機械設備主任技術者は各2名の配置を可とする。ただし、各主任技術者の本事業における具体的な役割分担についての説明資料を提出すること。
029	010	第4	3	2	②				構造主任技術者における業務従事実績を証明できる書類は、特に指定のものはなく、関与したとわかる資料であればよいと考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
030	010	第4	3	(2)	②	ア			管理技術者の実績にて「300床以上の病院の新築又は改築工事の設計業務(基本設計又は実施設計)に管理技術者として従事した実績を有し…」とありますが、優先交渉権者選定基準の別表1には(基本設計から実施設計)との表記になっていますが、実施要領に記載されているほうを正とし「基本設計又は実施設計」と読み替えてよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準別表1は加点要因なので、実施要領に記載された参加要件とは異なる。実施要領、優先交渉権者選定基準別表1ともに記載してある通りとする。
031	010	第4	3	(2)	②	イ			建築主任技術者の実績にて「300床以上の病院の新築又は改築工事の設計業務(基本設計又は実施設計)の実績を有し…」とありますが、優先交渉権者選定基準の別表1には(基本設計から実施設計)との表記になっていますが、実施要領に記載されているほうを正とし、「基本設計又は実施設計」と読み替えてよろしいでしょうか。	030と同じ。
032	012	第4	3	(4)	②	イ			【No.007と同一】『平成23年度以降に建設工事が完成した次の(A)から(C)の実績を有し』との記載がございますが、現場代理人同様にいずれかの実績という理解でよろしいでしょうか。	よろしい。現場代理人が有する実績と監理技術者が有する実績を合算して(A)～(C)のすべてを満たせば要件として足りる。
033	012	第4	3	(4)	②	イ			建設工事の監理技術者が「本体工事の設計業務の管理技術者の、・・・兼務を可とする」とありますが、どういことでしょうか。	監理技術者は、本体工事設計業務の管理技術者を兼務することが可能ということである。
034	012	第4	3	(4)	①	ウ			建築一式工事の総合評定値は構成員にも同様の条件と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
035	013	第4	3	(4)	②	ウ			【No.006と同一】『現場代理人及び監理技術者の双方が、それぞれ(A)から(C)のうち少なくとも1つ以上の実績を有すること。』との記載より、監理技術者も(A)から(C)のいずれかの実績という理解でよろしいでしょうか。	よろしい。現場代理人が有する実績と監理技術者が有する実績を合算して(A)～(C)のすべてを満たせば要件として足りる。
036	013	第4	3	(5)	①				「統括責任者の交代」とありますが、工事着工時に現場代理人又は監理技術者に交代することは可能でしょうか。	可能である。

第1回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項()	項目	項目 かた	項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
037	013	第4	3	(5)					統括責任者の配置について、建設工事担当企業から配置する場合、かつ現場代理人又は監理技術者と兼務しない場合に、本体工事期間に工事現場に常駐しなくてよいという解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
038	017	第5	3	(1)	③				弊社システム上、メール添付した場合には他サイトを經由しダウンロードしていただく形となります。お電話にてダウンロードの確認をさせていただきますが、ご承知おきください。	承知した。
039	017	第5	3	(1)	④				「要求水準書等に関して提出された質問にたいする回答については、質問者を特定できないようにした上で、参加要件有資格者に電子メールで回答」とありますが、実施要領等に関する回答も同様に質問者を特定できないようにした上で電子メールで回答でしょうか。	実施要領等に関する質問回答は、質問者を特定できないようにした上で、回答時期に電子メールにて送信の上、公表する。なお、要求水準書等に関する質問回答は公表しない。
040	017	第5	3	(1)	④				要求水準書等に回答について、「回答期限以前においては、必要に応じて随時回答を実施する」とありますが、質問受付期間内で複数回提出・回答という解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
041	017	第5	4		①				現地見学はプロポーザルに参加する者（予定も含む）となっておりますが、協力会社の帯同は可能でしょうか	可能である。
042	017	第5	4						現地見学は人数に制限はありまじでしょうか。また、見学制限箇所はありますでしょうか。	現地見学要領による。ただし、参加人数、見学回数について要望があれば実施要領等に関する質問にて提出すること。
043	018	第5	5	(1)	③				参加要件確認書類の提出について、郵送の場合、②に記載された令和8年5月11日（月）の場合も正午まで必着でしょうか。	貴社の見込みの通り。
044	019	第5	6	(3)					個別対話の参加について、「第1回又は第2回のいずれかには参加すること」とありますが、2回とも参加することは可能でしょうか。	可能である。
045	020	第5	7	(1)					提案書作成に際し、フォント、ポイントの規定はありますでしょうか。	別添資料3_様式集_(04)技術提案書作成要領_1.(4)の通り。フォントの指定はないが、審査における判読性を重視し、適切フォントを選定すること。
046	020	第5	7	(2)		ア			法定福利費だけでよろしいでしょうか。約款改正に伴う、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金の明示は不要でしょうか。	必要である。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、「直接工事費のうち材料費」「直接工事費のうち労務費」「現場管理費のうち建退協制度の掛金」「工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額」「工事原価のうち安瀬寧生計費」を明記すること。（様式19）提案見積書については、別紙「実施要領等に関する正誤表」を参照すること。
047	020	第5	7	(2)					(様式20)提案見積書書式(案)の記載がありますが、様式19までしか受領しておりません。配布していただけないでしょうか。	015と同じ。
048	020	第5	7	(2)					提案見積書等の提出様式は、様式18及び様式19とありますが、様式18.19に準じた弊社見積書式での提出でも宜しいでしょうか。	原則指定様式とする。様式19については、具体的な様式を事前に実施要領第10.4に記載する事務局に相談すること。
049	023	第7	2						「注）模型や動画を使ったプレゼンテーションは認めない」とありますが、BIM等を使ったプレゼンテーションは可能でしょうか。	個別対話において使い方の説明を求める。アニメーション動画でなければ使用可とする。
050								別添資料3 様式6-2	様式内の注意事項は削除しての作成で宜しいでしょうか。また削除せず、そのままということでしたら2頁にわたりますが、両面印刷での提出でしょうか。	様式内の注意事項は削除しないこと。2ページ以上になる場合においても、両面印刷ではなく片面印刷とすること。

第 1 回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項 ()	項目	項目 かた	項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
051	009	第4	2	(5)					本項に基づく質疑書の指定書式はありますでしょうか。また、この質疑書の内容が実施要領第4_2 (3) 特定建設JVの出資比率の最小限度基準に関する場合と、実施要領第4_2 (4) 富士市建設工事共同企業体取扱要領に規定された共同企業体に関する場合とでは、変更を求める場合の質疑書の提出期限はともに技術提案書の提出前ということよろしいでしょうか。	026と同じ。
052	017	第5	4						現地見学に参加できる人数に上限はありますでしょうか。制限がある場合、制限の人数によっては見学回数を2回にさせていただくことは可能でしょうか。	可能である。
053	017	第5	3	(1)	②				実施要領に関する質問と要求水準書に関する質問は全3回の提出期限が決められておりますが、様式2の質問書の提出は、期限内であればいつ提出してもよろしいでしょうか。また、各質問書は提出期限までに複数回提出することは可能でしょうか。	どちらもよろしい。
054	11 14	第4	3	3及び6	②	ア			企業グループにおける工事監理業務のうち、新病院本体の工事監理業務が単独企業(A社)、また現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理が工事監理共同企業体(B社・C社JV、代表者はB社)の場合の管理技術者の配置について、新病院新築工事の監理業務管理技術者はA社から選出し、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務管理技術者はB社から選出してよい、と考えてよろしいでしょうか？	よろしい。